大阪市告示第1515号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第８項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の２第３項の規定に基づき告示する。

令和８年11月９日

大阪市長　　横　山　英　幸

金融機関名	店　舗　名	所　　在　　地		変更年月日
関西みらい銀行	佐野支店	変更前	〒598-0055 泉佐野市若宮町５－21 りそな銀行佐野支店内	令和８年 11月16日
		変更後	〒598-0062 泉佐野市下瓦屋２－２－77 「いこらも～る泉佐野」２階	
	日根野支店	変更前	〒590-0403 泉南郡熊取町大久保中 １－17－３ りそな銀行熊取支店内	令和８年 11月24日
		変更後	〒598-0062 泉佐野市下瓦屋２－２－77 「いこらも～る泉佐野」２階 （佐野支店内）	

（会計室会計管理担当）